

**滋賀県議会ファイル管理システムの
提供および運用保守業務に関するプロポーザル実施要領**

令和8年8月
滋賀県議会事務局

1 目的

本要領は、滋賀県議会ファイル管理システムを利用するに当たり、プロポーザル方式により本県にとって最適な事業者の選定を行うために、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

滋賀県議会ファイル管理システムの提供および運用保守業務

(2) 業務の内容

詳細は「滋賀県議会ファイル管理システムの提供および運用保守業務に関する仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間、履行期間、支払方法

ア 契約期間および履行期間

本業務の契約期間は、契約締結日から令和 13 年 4 月 30 日までとし、初期設定に係る履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで、システム提供および運用保守支援業務に係る履行期間は、令和 9 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日までとする。

イ 支払方法

費用	項目	支払方法
経常費用	システム提供および 運用保守支援	「滋賀県議会ファイル管理シ ステムの提供および運用保守 業務委託契約書」のとおり
臨時費用	初期設定	

(4) 予定価格

本業務に係る予定価格は、次のとおりとする。

7, 5 2 6, 6 4 0 円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 今回提案するシステムと同様のシステムを官公庁に導入し、運用した、もしくは運用している実績が 3 件以上あり、うち 1 件は都道府県または政令市であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：「役務」、中分類：「情報処理」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

4 説明会

開催しない。

5 質問および回答の方法

(1) 質問方法

質問票【様式第4号】により、電子メールで受け付ける。なお、電子メールの件名は、「滋賀県議会ファイル管理システムの提供および運用保守業務に関する質問」とすること。
また、質問票をメールにより送付した際は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 受付期間

令和8年8月10日（月）～ 令和8年8月19日（水）午後5時まで

(3) 提出先メールアドレス

gikai@pref.shiga.lg.jp

(4) 回答方法

期間中に提出された全ての質問を取りまとめたものを、全ての質問者に対し、令和8年8月21日（金）午後5時を目途に、電子メールで回答するとともに、滋賀県議会ホームページの下記の場所に、質問および回答の内容を掲載する。

https://www.shigaken-gikai.jp/g07_Oshirase.asp

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類	留意事項	部数
1	参加申込書【様式第1号】		1
2	応募者概要書【様式第2号】		1
3	契約実績申告書【様式第3号】	・今回提案するシステムと同様のシステムを官公庁に導入し、運用した、もしくは運用している実績について、 <u>33件を限度に</u> 記載すること。	1

		・ 契約の相手方や業務内容が分かる部分の資料を添付すること。（契約書、仕様書等の写し）	
4	価格提案書【様式第5号】		1
5	企画提案書（様式任意）	・ サイズはA4判とし、A3判を使用する場合はA4の大きさに三つ折りにすること。（縦書き、横書きは不問） ・ ホッチキスにより2カ所綴じとする。 ・ 頁数は30頁以内（表紙、目次含まず）とし、ページ番号を入れること。 ・ 文字サイズは11ポイント以上とする。 ・ 文字、図表等は白黒、カラー問わない。	10
6	機能等要件確認書【様式第6号】		1
7	社会政策推進関係資料	・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には同登録証（県発行）の写し ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には同認定通知書（労働局発行）の写し ・ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には労使協定または就業規則の該当箇所の写し ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には障害者雇用状況報告書の写し ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知（労働局発行）の写し	1

		・滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合には同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し ・「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し ① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21 の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
--	--	--	--

※番号 5 の提出書類の内訳は、正本 1（代表者印を押したもの）、副本 9 部とする。

（２）企画提案書の記載項目等

企画提案書は、仕様書の内容を踏まえるとともに、概ね次の記載項目および記載内容に沿って作成すること。

番号	記載項目	記載内容
1	実施体制	・応募者概要 ・本業務の実施体制と役割
2	価格	契約期間総合計金額 ※【様式第 5 号】「価格提案書」の額と一致させること
3	システム概要	「機能等要件確認書」No. 1～30について、概要や特徴等を記載すること（全ての項目を記載する必要はない）
4	セキュリティ対策	「機能等要件確認書」No. 31～36について、概要や特徴等を記載すること（全ての項目を記載する必要はない）

5	運用保守支援	「機能等要件確認書」No. 37～42について、概要や特徴等を記載すること（全ての項目を記載する必要はない）
6	自由提案機能	「機能等要件確認書」に記載している以外の機能等で、特に優れている機能等や特徴的な機能等がある場合、または、「機能等要件確認書」に記載している機能等について、求められている以上の機能等を有している場合は、その機能等について記載すること。
7	導入実績	・官公庁への導入実績概要 ・特にアピールしたい導入実績とその理由
8	視認性	基本画面、アイコン、フォルダ構成、検索機能等について、見やすいものとなるよう工夫している点について記載すること。
9	操作性	基本的な操作や特徴的な操作について記載すること。

（３）提出方法

持参または郵送によることとする。

- ・持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く午前９時から午後５時までとする。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便により期限までの必着とする。また、郵送した際は、必ずその旨を電話で連絡すること。なお、郵送における事故は、参加者の責任とする。

（４）提出期限

令和８年８月31日（月）午後５時まで

（５）提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県議会事務局政策調査課

７ 審査および契約予定者の決定方法

（１）審査会の開催（予定）

プロポーザル参加者は、当局が設置する審査会において、以下によりプレゼンテーションを行う。

ア 日時

- ・令和８年９月８日（火）～令和８年９月10日（木）の期間に実施する。
- ・なお、詳細は、企画提案書等の提出者に対し、令和８年９月１日（火）午後５時までに電子メールで別途通知する。

イ 会場 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 滋賀県議会事務局

ウ 開催形態

審査会は、対面形式またはZoomを用いたオンライン形式のいずれかにより実施する。参加者は、対面形式またはオンライン形式のいずれかを選択するものとし、選択する実施方法については、参加申込書【様式第１号】により申し出ること。

オンライン形式を選択する場合は、参加者がZoomによるWeb会議の接続環境を用意し、本県が当該Web会議に参加する方式により実施するものとする。参加者は、接続用URL、ミ

ーディングID、パスコードその他の接続に必要な事項を、本県が別途指定する期限までに提出すること。

エ プレゼンテーションの内容

企画提案書に基づき説明すること。オンライン形式の場合は、Zoomの画面共有機能を利用して説明すること。

また、今回提案するシステムの操作性等を確認するため、資料の登録、閲覧、検索、権限設定その他主要な機能について、デモンストレーションを行うこと。デモンストレーションは、提案システムまたは提案システムと同等の操作性を確認できるデモ環境により行うものとし、画面イメージ、モックアップ等のみによる説明は不可とする。

なお、審査員による操作確認については、対面形式およびオンライン形式のいずれの場合も、参加者が用意する審査員操作用端末により行うものとする。参加者は、審査員が提案システムを実際に操作できるよう、必要な環境整備その他必要な準備を行うこと。

オ 説明者

説明者は3名以内とする。なお、説明者には、本業務の実施体制、導入作業または運用保守業務の内容を説明できる者を含めること。

カ 説明時間

一者あたり45分以内（セッティング、撤去、質疑応答に係る時間は除く）とし、その中でデモンストレーションも行うこと。その後、15分程度で質疑を行う。

キ 機材

デモンストレーションに用いる審査員操作用端末5台その他必要な機材等は、参加者が用意すること。

なお、本県が用意するものは、会場およびプロジェクター用のスクリーンのみとする。

(2) 選定方法

審査会では、次表の「評価項目および評価点」に基づき、提出された書類およびプレゼンテーション（デモンストレーション含む）を評価し、総合点が最も高かった者を契約予定者とする。

ただし、総合点が満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

また、企画提案者が1者のみであった場合でも審査は実施する。

なお、「2 価格」、「3 システム概要」、「4 セキュリティ対策」、「5 運用保守支援」、「7 導入実績」、「10 社会政策推進」、「11 その他」の項目については、提出された資料等をもとに事務局において採点する。

【評価項目および評価点】（審査委員1名あたりの評価点）

No	評価項目	評価内容	評価点
1	実施体制	実施体制が明確かつ適切であるか。	10
2	価格	予定価格に対する提案価格の割合により評価する。 85%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20点 85%以上90%未満・・・・・・・・・・・・・・ 15点 90%以上95%未満・・・・・・・・・・・・・・ 10点 95%以上100%以下・・・・・・・・・・・・・・ 5点 100%より大きい・・・・・・・・・・・・・・ 失格	20
3	システム概要	「機能等要件確認書」記載の配点基準により評価する。	40
4	セキュリティ対策	「機能等要件確認書」記載の配点基準により評価する。	—
5	運用保守支援	「機能等要件確認書」記載の配点基準により評価する。	—
6	自由提案機能	「機能等要件確認書」に記載している以外の機能等で、特に優れている機能等や特徴的な機能等がある場合、または、「機能等要件確認書」に記載している機能等について、求められている以上の機能等を有している場合、その提案された独自の機能等が本県にとって効果的で利便性を高めるものとなっているか。	30
7	導入実績	「契約実績一覧表」に記載されている実績件数により評価する。 ※最大33件の実績について、1件あたり1点とし、30点を満点とする。 ただし、3件目までは参加資格のため、配点は4件目からとする。	30
8	視認性	管理者、編集者および利用者にとって、探したい資料がすぐに見つかりやすいアイコンやフォルダ構成、検索機能を有している。	30
9	操作性	様々な場面での操作、各種機能に係る操作は、シンプルな画面構成で、管理者、編集者および利用者にとって直感的な操作が可能なシステムとなっている。	30
10	社会政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。	1

		④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略 研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
11	その他	県内に本店を有する者か。	5
合計			200

※NO. 1～11について、各審査委員の評価点（事務局での採点項目含む）の合計が参加者の持ち点となる。

※最高得点者が2者以上あったときは、次の順序で契約予定者を決定する。

- ア 「9 操作性」の得点が高い者
- イ 上記「ア」が同数である場合は、見積額が低い者
- ウ いずれも同数であった場合はくじによる

（3）審査委員

審査会は次表のとおり5名で構成する。ただし、委員にやむを得ない事情がある場合は、委員が指名するものをもって委員と認める。

役職	所属	職名
委員長	議会事務局	次長
委員	議事課	課長
委員	政策調査課	課長
委員	財政課	参事
委員	行政経営推進課	参事

（4）選定結果の通知（予定）

審査会終了日から7日以内に、電子メールで通知するとともに、文書を発送する。

8 契約相手方の決定

契約予定者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様について、協議により訂正・追加・削除を行い確定した後、正式な見積書を徴収し、その額が予定価格の範囲内であれば契約締結の相手方として決定する。また、協議が整わなかった場合、または契約予定者が契約を辞退した場合には、次点者と同様の手続きを行う場合がある。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 見積額が、本要領 2（4）に記載する予定価格を超えた場合
- イ 「機能等要件確認書」において必須としている機能等が実現できない場合
- ウ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- カ 審査の公平性を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案等に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

10 その他留意事項

- （1）プロポーザル参加に係る報酬はない。
- （2）プロポーザル参加に伴い発生する費用は、参加者の負担とする。
- （3）提出されたすべての書類は返却しない。
- （4）参加申し込み後に参加を辞退する場合は、電話連絡の上、「参加辞退届」【様式第 7 号】に必要事項を記入、押印のうえ、令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時までに提出すること。
- （5）提出された書類の加筆、訂正、差し替え等は認めない。

11 問い合わせ先

滋賀県議会事務局政策調査課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

電話：077-528-4094 Eメール：gikai@pref.shiga.lg.jp

担当：林、辻、吉松